下関市補助金検討委員会 議事録

日時:平成28年7月20日(水) 午後1時30分~3時45分

場所:本庁舎新館5階 506会議室

参加者:森 邦恵会長、弘利 要副会長、江藤 和代委員、江原 義和委員、

守永総務部長、今井総務部次長、内田行政管理課長、

笹野行政管理課主幹、大仲行政管理課主查

【内容】

次第2. (1) 前回における確認事項について

- 事務局) NO.6 「国際交流推進事業費補助金」、NO.7 「下関市留学生居住費助成金」、NO.13 「社会福祉協議会等事業費補助金 (中部少年学院)」、NO.14 「社会福祉協議会等事業費補助金 (下関大平学園)」、NO.16 「老人クラブ連合会活動助成事業補助金」、NO.17 「高齢者健康づくり活動助成金」、NO,23 「子育てサロン推進事業費補助金」の前回確認事項について説明。
- 委 員) NO.13、14 について、可能な範囲内で支援を行うという趣旨は理解できるが、お金や物ではない支援の方法を研究するべきである。
- 委員)交付先団体と市の双方が補助事業の内容ではなく、「支援してもらっている」、「支援している」という関係に重点を置いている。市から交付先団体への配慮(支援)のあり方を研究すべきと考える。
- 委員)NO.23 について、市が支援している2団体の収支を比較すると、会員からの負担金が「ある団体」と「ない団体」とに区別される。「ない団体」については補助金のみで事業を実施している。団体が事業を実施するに当たり、会費等を徴収し、その不足分を市が助成するというのが本来の補助事業であり、あるべき姿と考える。団体は参加者に対し、ある程度の負担金を求めるべきである。
- 委員)市の補助基準として、団体が参加者から負担金を徴収していることを条件にするべきではないか。負担金なしの補助金ありきの事業スキームはいかがなものかと考える。また、一律の定額補助ではなく、事業規模の大きい団体に対する補助金の傾斜配分も考慮すべきである。

次第 2. (2) 見直し(NO. 29~63)

①見直し(NO. 29~41)

- 委員) NO. 35「イノシシ捕獲柵設置事業補助金」、NO. 36「イノシシ捕獲檻設置事業補助金」について、捕獲されたイノシシは市の施設であるみのりの丘ジビエセンター(以下「センター」という。)に持ち込まれているのか。
 - →捕獲したイノシシの処理方法は二通りある。一つ目は、捕獲者が自家 消費用や個人販売用として処理する、二つ目はセンターに搬入し、セ

- ンターの業者に解体してもらうとともに、その肉をセンターに買い取ってもらう処理がある。(事務局)
- 委員)補助金で設置した檻(柵)で捕獲したイノシシを買い取ってもらい、販売収入が発生するのであれば、補助金に対する適正な受益者負担を求めることが必要と考える。
 - →捕獲者がイノシシをセンターに持ち込んだ際の利益は、イノシシの肉の買い取り料からイノシシの解体手数料を徴収されるため、金額的にあまりあるとは言いがたい状況である。(事務局)
- 委員)捕獲する機具も補助金で整備し、また、捕獲物(イノシシ)を売却することによる利益も発生している。捕獲者にとって有利な補助金であり、市が当該補助金をどのように位置付けているのかをお聞きしたい。例えば、本来、有害鳥獣の駆除は行政が実施するべきであるが、行政の手が回りきらない部分を捕獲者に補完してもらっているという趣旨から、このような事業スキームになっているのか。
 - →お見込みのとおりである。有害鳥獣による被害が、まだ少ない時代には狩猟者や農家による駆除で頭数のバランスが維持できていたが、ここまで頭数が増えてしまうと行政のみの対応では不十分であるため、補助金を支出して有害鳥獣の駆除に協力していただいているものである。(事務局)
- 委員)NO. 29「お田植祭開催補助金」、NO. 37「下関さかな祭事業費補助金」について、双方に指摘のある「所期の目的は達成したものと判断できるのであれば、終了を含めた見直しを検討すること。」とあるが、これは、誰が判断するのか。例えば「市として判断されるので『終了』として見直す」というのであれば理解できるが、あいまいな表現と考える。
 - →補助金を所管する課が判断すべきものと考えている。(事務局)
- 委員) NO.34「農産物等販路拡大支援事業費補助金」について、インターネットを活用し、農産物の販路を拡大するための補助金であるが、下関農業協同組合という特定の事業者に対し補助するのもとなっている。平成27年度の1年度のみの事業で今後は対象者がいないというのは、いかがなものかと考える。相対(あいたい)の補助金で制度が継続しているのならば矛盾があるのではないか。
 - →国からの交付金事業で実施した事業である。他の自治体が実施していない先行型の事業として国から認められた事業で、加えて、当該事業を実施するスキルがある農業関係団体は農協のみであったため、市と農協が共同で事業実施したところである。なお、平成27年度は国から交付金があったが、28年度は現在まで交付金の交付状況が未定であるため予算額はゼロとなっている。(事務局)
- 委 員) NO. 38「種苗放流事業費補助金」、NO. 39「全国大会等開催補助金」につい

て、NO. 38 の指摘として「人件費は対象経費から除くこと。」、NO. 39 の指摘として「会議費は対象経費から除くこと。」とあるが、双方の経費とも金額的には過少である。これら経費を除外すべき理由は何か。

- →これまでの整理の中で、「総会費」や「会議費」は補助対象経費から 除外することとしているため、今回も指摘したところである。事業の 実施に伴い、会議費等が必要になるのであれば、自主財源の中で行っ てもらうものと考えている。(事務局)
- 委員)NO.40「行事開催費補助金(海峡のまち下関歴史ウオーク事業)」、NO.41「行事開催費補助金(維新海峡ウォーク事業)」について、総事業費から補助対象外経費を差し引いても、補助率1/2以内のルールは維持できていると見込まれる。双方の指摘に「補助額を超える繰越が生じるようであれば、補助の必要性を検討すること。」とあるが、繰越額は補助金額を大きく下回る額である。これは、以前、指摘している状況が発生したことがあったからなのか。現状を精査すると当該指摘は当てはまらないと考える。
 - →繰越金の指摘については、そのような事態が発生した場合にはという ことでご理解いただきたい。(事務局)
- 委員) これまで述べた補助金(NO.29「お田植祭開催補助金」、MO.34「農産物等 販路拡大支援事業費補助金」、NO.37「下関さかな祭事業費補助金」、NO.38 「種苗放流事業費補助金」、NO.40「行事開催費補助金(海峡のまち下関歴 史ウオーク事業)」、NO.41「行事開催費補助金(維新海峡ウォーク事業)」) の見解については意見として整理していただければよく、回答は不要と考 えている。なお、事実誤認等があるようであれば回答を別途願いたい。
- 委員)NO.38「種苗放流事業費補助金」について、各漁協の貸借対照表が資料として添付されているが、それを見ると一部の漁協については業績も良く、多額の利益を計上している。補助金を利用して放流した魚等は漁業者が漁獲し、その魚等は漁協を通じて販売されるため、結果的に漁協の利益として還元されている。見方によれば、営利を目的とした補助金との考え方も成り立つため、公益性の観点からも検討する余地があると考える。

→意見としてお聞きしておく。(事務局)

①見直し(NO. 42~52)

- 委員) NO. 44「景観重要建造物等保存事業費補助金」について、資料に収支計算書が添付されており、内容に「もちの販売収入(収益事業)」があり、自主財源と見られるが、この自主財源は別資料の決算書の記載のどの項目に該当するのか。また、もちの販売は収益事業になるため、(事業)区分は分けて整理するべきである。
 - →決算書の会員負担金の項目に該当すると考えている。また、各種書類 の記載方法や区分わけについて、所管課に交付先団体を指導するよ う伝えたい。(事務局)

- 委員)資料では116万円の総事業費に対し、100万円を補助している。当該事業に対する指摘として「補助率を対象経費の1/2以下とするように努め、・・・。」とあるが、同規模の事業を指摘内容の事業スキームで実施することは実質的に困難である。景観重要建造物などの保存・保護は本来、公共事業として実施すべきと考える。民間が主体的に続けていくことには限界があり、指摘によれば民間の方が1/2の財源を確保しなくてはならない。また、直接的なメリットが民間の方々に発生する部分も少ない。
 - →事務局としては、これまでの補助金の議論を踏まえ、補助率については、「対象経費の 1/2 以下に努めること」を原則としている。ただし、あくまでも原則であるため、所管課が、これにより難い場合にはその理由を整理した上で、予算査定を行う財政部との折衝の中で補助率が決定されて行くものと考えている。(事務局)
- 委 員)景観重要建造物などの保存・保護については、行政が積極的に行うべきであり、民間に全てを任せていたら、いずれ景観重要建造物は無くなってしまう可能性があるのではないか。
- 委 員)景観重要建造物をどの程度、どの基準で維持するかを別途、検討する必要がある。重要であると市が認定した建造物であれば、補助金という形にとらわれず、行政が保存・保護に向けて積極的に取組む必要があると考える。加えて、当該建造物の活用についても検討が必要である。
- 委 員)NO.49「小串漁業用海岸局運営事業費補助金」について、決算書に繰越金の一部は出資金である旨の記載があるが、出資金があるのであれば、貸借対照表の作成は必須であり、貸借対照表が「無い」ということになれば、出資金の存在が確認できないということになる。交付先団体の財務内容に出資金が関係する補助金については貸借対照表の作成を指導すべきである。
- 委員)決算書の収入、支出の双方の繰越金欄に出資金との付記があり、また、支 出の繰越金の備考欄には「うち会員出資金〇〇円」記載されている。出資 金が繰越金として事業充当されているのか。
 - →交付先団体が貸借対照表を作成していないため確認できていないが、 決算書だけで判断するならば、ご意見のとおりと考える。また、収入・ 支出の繰越金額を比較すると金額が減しているため、表面的には出資 金が目減りしていると見込まれる。(事務局)
- 委員) NO. 45「屋上等緑化推進事業」、NO. 46「まちなか緑化推進事業補助金」について、毎年度予算を計上しているが、事業実績が無い。都心部ならともかく、下関市に当該補助事業が事業として馴染むのか疑問のところがある。事業の広報活動自体が事務負担となっているのではないか。
- 委 員)補助金を創設した以上、事業を周知するため広報活動に力を入れるべきで ある。

- 委 員) NO.51「沿岸漁業地域振興対策事業費補助金」について、交付先団体の会 議費の金額が高額である。会議の内容を精査する必要がある。
- 委員)NO.52「コミュニティ交通事業費補助金」について、過疎地の交通弱者のための事業であるが、利用者が多いとは言い難い。補助金額を利用者数で除してみると利用者一人当たりの単価が高額である。交通弱者に対する施策は必要であるが、当該補助事業の必要性に関する利用者の実態調査や経費的に現在より低廉となる施策の検討もすべきである。
- 委員)補助金である以上、費用対効果の検証や利用者の実態を調査し、事業の意義を確認すべきである。また、事業を実施している地区以外でもこの事業を必要としている地区があることも想定される。当該事業が、当該地区にとって重要であり、かつ必要である旨の説明ができなければならず、できないのであれば市民の理解を得ることは難しいと考える。
- 委員) NO. 42「全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会出場補助金」について、全体事業の使途(次回の出場を想定した基金の設立や下関市への寄附)と補助金との関係を明確にする必要がある。決算の補助対象経費として「下関市の広告宣伝に係る経費」があるが、金額として計上されていない。市が想定している「広告宣伝」とは何か。高校に対してどのような「広告宣伝」を求めているのか。補助金を支出する以上、他の経費と比較しても優先して実施されるべき経費と考える。

→確認して、後日回答する。(事務局)

※本市に関するPRのため大会の会場等に設置する「下関市」の文字 等が入った物品の購入費用。

例:横断幕、のぼり、看板など(観光交流部スポーツ振興課に確認 後、第3回補助金検討委員会時に回答)

①見直し(NO.53~63)

- 委員) NO.61「市指定文化財補助金(保存修理事業)」について、当該事業の指摘として、補助率を「対象経費の1/2以下とするよう努め、・・・」とあるが、補助率を1/2以下にすることは可能なのか。所有者は民間の方であるため、文化財の修復が必要になった際、市が補助するとしても、所有者に相応の負担金があり、結果的にその金額を捻出できなければ、文化財は倒壊していくだけである。文化財自体を撤去し、別のものに置き換えられるとよいが、地区によっては景観条例などによる制約もある。文化財の保護は「補助金で」というのではなく、補助金とは違う考え方(やり方)になるのではないか。今後も1/2以下という考え方になっていくのか。
 - →補助事業である以上、他の同様、原則として 1/2 と考えている。(事 務局)
- 委員)NO.59「県指定文化財補助金(維持管理費)」について、県の補助率は1/2であるが、これは、所有者に残りの1/2の負担を求めているのか、そ

れとも地元の自治体に1/2の負担を求めているのか。例えば、下関市であれば、県が補助した1/2の残りに対して1/2を補助し、結果として所有者の負担は1/4となっている。どのような事業スキームとなっているのか。

- →県の補助事業としては事業費の 1/2 を負担した時点で終了している。 現状として、市では別途、単市で残りの 1/2 の部分に対し 1/2 を補助(上乗せ補助)している。県が補助事業を実施するにあたっては、 市の補助が要件となっていないことから、今回、単市部分については 終了を検討するよう指摘している。
- 委員)単市部分の終了を検討するよう指摘しているが、市としては、終了に伴い 確保された補助金額(財源)を国、県に指定されていない、また、対応で きていない文化財に振り向けたいという考えからなのか。
 - →振り向けるという考えではなく、市の補助が県の補助事業の要件でない以上、あえて単市で上乗せ補助を行う理由がないため終了を検討するようにということである。
- 委 員)市に適切に保存・整備された文化財があれば、来関者が増えることも想定 される。

次第3. その他

- 事務局) 昨年見直した補助金の経過報告を行いたい。
- 事務局) 次回の開催は、平成28年7月27日(水)午後1時30分から、本庁舎 新館5階506会議室で開催する。